

産学連携の協力推進に関する協定書

信州大学学術研究・産学官連携推進機構と長野県信用組合（以下両機関という）とは、両機関の連携を円滑にし、長野県内における地域を中心とした産学連携を推進するため、次のとおり協定を結ぶ。

（目的）

第1条 両機関は、相互に協力して信州大学の研究成果等を地域社会に一層円滑に還元すること及び緊密な情報交換等を行うことにより地域の産学連携を推進し、もって地域の中小企業者並びに地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（連携窓口の設置）

第2条 両機関は、産学連携の協力推進にかかる窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

（産学連携についての協議等）

第3条 両機関は、次の事項について協議、情報交換等を行うものとする。

- （1）スタートアップ支援に関すること
- （2）信州大学の研究成果等のシーズと中小企業者の技術ニーズとのマッチングに関すること
- （3）長野県信用組合の取引先企業からの技術相談に関すること
- （4）中小企業者の技術ニーズに関すること
- （5）人材育成に関すること
- （6）その他産学連携の協力推進にかかる必要事項

（守秘義務等）

第4条 両機関は、本協定書に基づく連携において知り得た情報を、連携上必要な範囲を越えて使用してはならず、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 個別企業の情報及び個人情報を提供する場合は、両機関は各々の責任において、事前に個別企業等から同意を得るなどの必要な手続きを行うものとする。

3 本協定書の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第5条 両機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第6条 両機関は、本協定書に基づく連携において知り得た情報の複写、複製について連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

2 両機関は、相手方から提供された情報に関しての返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

（漏えいの防止等）

第7条 両機関は、本協定書上の義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期限は5年間とする。ただし、その間の連携及び協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（協定の解除）

第9条 この協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面により通知しなければならない。

2 両機関は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

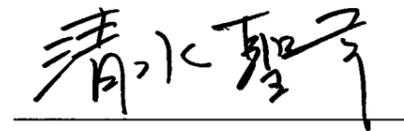
（その他）

第10条 この協定に関して協議が必要な事項がある場合又はこの協定について疑義が生じた場合は、両機関で協議する。

本協定書の成立を証するため本書2通を作成し、両者署名の上、各1通を保持する。

令和8年2月6日

信州大学学術研究・産学官連携推進機構
機構長



長野県信用組合
理事長

